

規制の事後評価書(要旨)

| | |
|----------------------|--|
| 政策の名称 | 技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備 |
| 担当部局 | 総務省総合通信基盤局電波環境課監視管理室 電話番号:03-5253-5912 e-mail:kanshi@ml.soumu.go.jp |
| 評価実施時期 | 令和5年12月 |
| 事前評価時の想定との比較 | <p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。</p> <p>【事前評価時におけるベースラインの検証】 事前評価時においては、近年のインターネットを用いた売買が活発に行われる中、電波法(以下「法」という。)の技術基準に適合していない無線機器(以下「技術基準不適合機器」という。)と見られる機器をインターネットショッピングサイトに掲載する販売業者が多数見られ、その結果、無線の知識が乏しい一般消費者がこのような技術基準不適合機器を容易に入手し、法に違反して当該機器を利用することで、重要無線通信を行う無線局及びその他のその適正な運用の確保が必要な無線局(以下「重要無線通信等」という。)に対して、社会的に重大な悪影響を与える妨害が発生させると想定していた。 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、事前評価時におけるベースラインに変更はない。</p> <p>【規制(緩和)を継続する必要性】 インターネットショッピングモール等の市場が拡大する中であっても、重要無線通信等への妨害のおそれが生じた段階で勧告・命令を行うことができるようになったことにより、技術基準不適合機器が引き起こす妨害により生じる損失を未然に回避することが可能となっている。また、ガイドラインに基づくインターネットショッピングモール運営者の自主的な取組等も推進されている。 一方、上記のとおり、事前評価後、本規制の必要性に大きな影響を与える社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められていない。 以上から、本制度は一定の効果があると認められ、継続することが妥当であると考えられる。</p> |
| 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 | <p>【「遵守費用」の把握】 [事前評価時の測定指標] 技術基準不適合機器の製造業者、輸入業者又は販売業者(以下「製造業者等」という。)に対し、当該機器の回収等の必要な措置を勧告し、又は勧告に係る措置を講ずべきことを命じた場合には、これらの者において当該措置を講ずるための費用が発生する。</p> <p>[遵守費用] 当該措置として、流通している無線設備の販売の取りやめる措置を講ずる場合、担当者2名で5日程度(準備1日、販売店への連絡調整2日、購入者への連絡調整2日と想定)を要すると仮定して試算すると、措置に要する費用は229,500円(※)/件である。なお、令和2年12月から令和5年12月までの勧告件数は4件であったため、仮に、それぞれ229,500円を要したとすると、その費用の合計は約918,000円と試算される。</p> <p>(※)年間平均給与額÷年間総労働時間=担当者の時給 5,230,000円÷1,709時間≒3,060円(年間平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」(令和4年)の平均給与(正規)、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」(令和3年)の実労働時間数(事業所規模30人以上)による。以下同じ。) 担当者の時給×担当者の人数×措置に要する時間=措置に要する費用 3,060円×2人×7.5時間×5日間=229,500円</p> <p>[費用推計との比較] 事前評価時点において遵守費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。</p> <p>【「行政費用」の把握】 [行政費用] 勧告に係る事務に担当者2名で4日程度(文書作成1日、事務作業(行政事務等)2日、報告受領1日程度と想定)を要すると仮定して試算すると、措置に要する費用は183,600円(※)/件である。なお、令和2年12月から令和5年12月までの勧告件数は4件であったため、仮に、それぞれ183,600円を要したとすると、その費用の合計は約734,400円と試算される。</p> <p>(※)年間平均給与額÷年間総労働時間=担当者の時給 5,230,000円÷1,709時間≒3,060円(年間平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」(令和4年)の平均給与(正規)、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」(令和3年)の実労働時間数(事業所規模30人以上)による。以下同じ。) 担当者の時給×担当者の人数×勧告に要する時間=勧告に要する費用 3,060円×2人×7.5時間×4日間=183,600円</p> <p>[費用推計との比較] 事前評価時点において、行政費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>【効果(定量化)の把握】 [効果] 本制度により、社会的に影響を及ぼす重要無線通信等に対する混信その他の妨害を与えるおそれがあると認められた段階で技術基準不適合機器の製造業者等に勧告・命令を行うことが可能になった。令和2年12月から令和5年12月までに4件の勧告を行い、勧告を受けた者は、当該機器の販売を取りやめる措置とともに、購入した者がいる場合は、無線局免許を取得せずに当該機器を使用することは電波法違反になり罰則がある旨の連絡と返品等の対応がとられた。これにより、当該機器による電気通信業務の重要無線通信等への妨害で生じる損失を未然に回避した。</p> <p>[効果予測との比較] なお、本制度により、当該機器が引き起こす重要無線通信等の妨害で生じる損失を未然に回避することが可能となったが、未然に回避された損失の内容や妨害を受けた無線局が適切な運用に支障をきたした場合の金銭価値などにより効果を定量的に把握することは困難である。</p> <p>【便益(金銭価値化)の把握】 [便益] 本制度の効果について定量的に把握することは困難であり、そのため金銭価値化も困難である。</p> <p>[便益推計との比較] 事前評価時点と乖離はない。</p> <p>【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】 [副次的及び波及的な影響] 事前評価時には、他の無線局に対する妨害のおそれが生じた段階で、勧告・命令を行うことができることとなるため、製造業者等は技術基準不適合機器を製造、輸入又は販売(以下「製造等」という。)しないよう努力することから、技術基準不適合機器の流通量が減少する可能性が想定された。 事前評価時点と事後評価時点での定量的な流通量の増減を比較することは困難であるが、インターネットショッピングモールの市場規模が拡大している中でも(※1)、重要無線通信等に対する妨害の混信申告の件数は令和2年429件、令和3年298件、令和4年385件とほぼ横ばいで増えていないことから、本制度による抑止効果が出ていると考えられる(※2)。 また、本制度とあわせて電波法に定める努力義務の内容や自主的な取組について明示した「技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定・公表し、製造業者等に加えて、インターネットショッピングモール運営者による自主的な取り組みを推進した。ガイドラインに基づき、製造業者等及びインターネットショッピングモール運営者に対して周知啓発活動や情報交換等を行い、技術基準不適合機器の出品の禁止や適合性情報の表示の要求、総務省が公表している技術基準不適合リストに掲載された機器の商品ページの削除など自主的な取組も推進されている(※3)。 意図していなかった負の影響については、「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書(案)」に対する意見募集(令和3年8月)においても寄せられておらず、特段確認されていない(※4)。</p> <p>※1 世界のEC市場の売上高の推移及び予測(令和4年情報通信に関する現状報告から引用) https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r04/html/nf306000.html#d0306060</p> <p>※2 電波利用ホームページにおいて、年度毎の重要無線通信妨害を含む混信に関する申告状況を公表。 https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/decla/index.htm</p> <p>※3 電波利用ホームページにおいて、電波法の基準に適合しない無線設備を公表。 https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/index.htm</p> <p>※4 製造業者等を含み、広く一般からの意見募集(令和3年7月2日～同年8月2日まで)を実施した。 「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書」及び意見募集の結果の公表(令和3年8月31日) https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000416.html</p> <p>[費用推計との比較] 事前評価時点と乖離はない。</p> |
| 考察 | <p>上記のとおり、遵守費用及び行政費用として一定の費用が生じているが、勧告及びその措置等が行われた場合のものであり限定的である。 一方、インターネットショッピングモール等の市場が拡大する中でも、重要無線通信等への妨害のおそれが生じた段階で勧告・命令を行うことができるようになったことにより、技術基準不適合機器が引き起こす妨害により生じる損失を未然に回避することが可能となっている。また、ガイドラインに基づくインターネットショッピングモール運営者の自主的な取組等も推進されている。 以上から、本制度による費用は限定的であるものの、一定の効果があると認められ、間接的影響による効果も含め、本制度を継続することが妥当であると考えられる。</p> |
| 備考 | |